

鳥取県告示第393号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字木長谷699（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）